

6 林政産第 66 号
令和 6 年 8 月 6 日

一般社団法人日本 C L T 協会 御中

林野庁林政部木材産業課長
木材利用課長

非住宅分野における木材利用の一層の促進について

平素より、森林・林業・木材産業行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

林野庁では、非住宅分野における木材利用の促進に向けて、公共建築物の木造化・木質化、木造建築物の設計・施工に係る技術の普及及び人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の推進などに取り組んでおります。

特に、平成 30 年度からは、J A S 構造材実証支援事業等により、非住宅分野を中心とする J A S 構造材等の利用拡大を支援しており、同事業の実施にあたり、J A S 構造材の普及と利用を自ら宣言し、3 ヶ年の目標を設定した事業者（J A S 構造材活用宣言事業者又は都市木利用拡大宣言事業者）は、2,148 事業者となっています（令和 5 年度末時点）。

非住宅分野における木材利用の促進に向けて、林野庁としては、引き続き、関係予算の確保や都道府県等に対する公共建築物での木材利用に向けた働きかけ等を進めてまいりますので、貴会におかれましても、非住宅分野をはじめとする木材需要の喚起に向けて、御理解・御協力を賜るとともに、下記の点につき、貴会傘下の会員等への周知をお願いします。

記

1 JAS構造材の活用等により、非住宅建築物の木造化の一層の推進をお願いします。特に、「JAS構造材活用宣言事業者」及び「都市木利用拡大宣言事業者」におかれては、[別紙1](#)をご一読の上、宣言及び支援事業の趣旨を踏まえて、目標の達成とさらなる利用拡大に向けた積極的な取組をお願いします。

2 非住宅建築物の木造化の推進に当たっては、地方公共団体に対して、都市の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定の締結に向けた働きかけをお願いします。

協定の締結により、予算事業の優先的な支援を受けることができます。[\(別紙2参照\)](#)

3 建築物の木造化・木質化に関するご質問やご相談があれば、林野庁が設置している「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」を積極的にご活用ください。

コンシェルジュでは、国が実施している建築物の木造化・木質化に関する支援事業・制度等の紹介を行っています。[\(別紙3参照\)](#)

4 林野庁が作成した店舗、事務所、ビルなどの木造化に向けた普及資料をご活用願います。

普及資料には、木造化のモデル設計や施工管理図書作成の手引き、建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を表示する方法を示したガイドラインなどがあります。

[\(別紙4\)](#)・[\(別紙5\)](#)参照)

担当：林野庁林政部木材産業課企画班

木材利用課建築物木材利用グループ